

○建設委員会

内閣提出法律案（一件）

3	番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
		国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案	衆	六三、七四	付託 六三、八〇 議決 六三、八五 議決 六三、八六	付託 六三、七四 議決 六三、八五 議決 六三、八六	

国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、国土開発の基盤である高速自動車交通網の整備を図るため、国土開発幹線自動車道の予定路線を次のとおり追加して定めるものである。

一、既定路線の延伸

路線名 追加区間
北海道横断自動車道 北海道寿都郡黒松内町——小樽市

東北縦貫自動車道	釧路市——根室市
東北横断自動車道	北見市——網走市
常磐自動車道	八戸市——青森市
東関東自動車道	釜石市——花巻市
	いわき市——仙台市
	木更津市——館山市
近畿自動車道	茨城県鹿島郡鹿島町——水戸市
	海南市——三重県多気郡勢和村
山陽自動車道	舞鶴市——敦賀市
	山口市——下関市

四国横断自動車道

阿南市——高松市
須崎市——大洲市

二、新規路線の追加

路線名

起点 終点

日本海沿岸東北自動車道

東北中央自動車道

北関東自動車道

第二東海自動車道

中部横断自動車道

近畿自動車道名古屋神戸線

中国横断自動車道姫路鳥取線

尾道松江線

山陰自動車道

九州横断自動車道延岡線

熊本県上益城郡
御船町——延岡市

東九州自動車道

北九州市——鹿児島市

委員長報告

ただいま議題となりました国土開発幹線自動車道建設法

の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国土開発の基盤である高速自動車交通網の整備を図るため、国土開発幹線自動車道建設法の別表を改め、北海道横断自動車道等の既定路線を一部延伸するとともに、日本海沿岸東北自動車道等の路線を新たに予定路線に追加するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、小川理事より各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。